

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社イーシーセンター
法人番号 : 2080101011184
業者の住所 : 静岡県富士市五貫島 9 1 9

2 指名停止の期間
令和 8 年 9 月 8 日～令和 8 年 10 月 7 日 (1 か月)

3 指名停止の措置対象地区
中部地区

4 事実概要

株式会社イーシーセンターは、建設業法第 3 条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第 1 条の 2 に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。このことが建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 8 年 7 月 8 日、中部地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略 (建設業法違反行為)	省略
13 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 調達契約部 契約管理課 TEL 045-222-9041(直通)